

事務連絡  
令和7年7月25日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

C型肝炎特別措置法に関するポスター掲示のお願い（事前連絡）

日頃から、医薬品医療機器行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤（以下「特定フィブリノゲン製剤等」という。）が投与された方やそのご家族に対し、医療機関を通じて速やかに投与事実をお知らせし、C型肝炎の早期発見・早期治療や標記法律に基づく給付金の支給に繋げることが重要であると認識しております。そのため、特定フィブリノゲン製剤等が納入された医療機関（以下「納入医療機関」という。）に対し、診療録等の記録（以下「記録」という。）から特定フィブリノゲン製剤等の投与事実を確認し、確認された方へのお知らせ（告知）を行っていただくよう繰り返しお願いしてまいりました。

しかしながら、お知らせ（告知）を受け取った方の認識に相違があること等を理由に、納入医療機関からお知らせ（告知）を受けた方であっても、実際に給付金支給のための提訴に至っていないケースも存在する可能性がございます。また、特定フィブリノゲン製剤等を投与された方の住所を特定できず、投与事実のお知らせを実施することが困難である方も存在します。

このため、給付金を請求するための提訴期限が迫る中、特定フィブリノゲン製剤等の投与を受けた方が給付金の支給につながる機会を確実に得られるよう、国民への周知を目的として、別添のとおり C 型肝炎特別措置法に関するポスターを作成いたしました。追って送付いたしますので、趣旨を御理解いただき、貴庁舎をはじめ管内市町村担当課へ配布いただき、掲示にご協力いただきますようお願い申し上げます。

**【依頼事項】**

- ・ 貴庁舎内への本ポスターの掲示
- ・ 貴管内市区町村への本ポスターの配布及び掲示依頼

**【配布枚数】**

- B2：都道府県、市区町村ごとに2枚
- A4：都道府県、市区町村ごとに20枚

**【配布時期】**

令和7年8月（予定）

○参考情報

厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/fivwaka/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/fivwaka/index.html)

○問い合わせ先

厚生労働省医薬局血液対策課 適正使用推進係 山本

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3595-1111（内線2918）※9:00から17:45まで（土・日・祝を除く）

FAX：03-3507-9064

E-mail：[ISEKETUEKI@mhlw.go.jp](mailto:ISEKETUEKI@mhlw.go.jp)

(別添)



## 過去(1964年～94年頃)に、 出血をとまなう 出産や手術を経験した方

止血剤として特定の製剤を使用されたことで、  
C型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

出産や手術での大量出血などの際に、特定フィブリノゲン製剤や特定血液凝固第IX因子製剤を投与されたこと※により、C型肝炎ウイルスに感染したかた、又はその相続人に対し、症状に応じて以下の給付金を支給しています。

※ 心臓などの外科手術時に止血のために使われた「フィブリン糊(のり)」を含みます

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| 1 | 慢性C型肝炎の<br>進行による肝硬変・<br>肝がん・死亡<br>または<br>劇症肝炎<br>(遅発性肝不全を含む)に<br>罹患して死亡 | 4,000万円 |
| 2 | 慢性C型肝炎  | 2,000万円 |
| 3 | 無症候性キャリア ☆(12以外)  | 1,200万円 |

☆ 無症候性キャリアとは、C型肝炎ウイルスに感染していても症状が現れていないかたです。

給付金の請求期限は **2028年1月17日**まで

フィブリノゲン製剤等や  
給付金に関する  
相談・お問い合わせ

**0120-509-002**

受付時間: 9:30～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

詳しく知りたい方は  
こちらのウェブサイトへ

C型肝炎 特別措置法 🔍 検索

